第二十号の三様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第十条関係） ［様式　別紙二十六　挿入］ **第二十号の三様式**（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第十条関係） ［様式　略］	**第二十号の三様式**（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第十条関係） ［様式　別紙二十五　挿入］ **第二十号の三様式**（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第十条関係） ［様式　同上］
第20号の３様式記載要領	第20号の３様式記載要領
１　この申告書は、前事業年度の法人税割額を基礎として中間申告をする場合に使用すること。	１　この申告書は、前事業年度又は前連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。）の法人税割額を基礎として中間申告をする場合に使用すること。
［２～６　略］	［２～６　同左］
７　「前期末現在の資本金等の額」の欄は、法第292条第１項第４号の２ロ又はハ（政令第45条の４において準用する政令第６条の24第２号又は第３号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。	７　「前期末現在の資本金等の額」の欄は、法第292条第１項第４号の２ロ若しくはハ（政令第45条の４において準用する政令第６条の24第２号又は第３号に定める金額に限る。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法第292条第１項第４号の５ロ、ハ若しくはホ（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第45条の５において準用する令和２年旧政令第６条の25第２号又は第３号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。
８　「予定申告税額［①×6／前事業年度の月数］②」の欄は、当該事業年度開始の日から法第321条の８第１項又は第２項に規定する６月経過日の前日までの期間の月数（暦に従い計算し、１月に満たない端数を生じたときは、１月とする。）が６以外である場合には、分子の「6」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載すること。	８　「予定申告税額［①×6／前事業年度又は前連結事業年度の月数］②」の欄は、当該事業年度開始の日から法第321条の８第１項又は第２項に規定する６月経過日の前日までの期間の月数（暦に従い計算し、１月に満たない端数を生じたときは、１月とする。）が６以外である場合には、分子の「6」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載すること。
［９・10　略］	［９・10　同左］

備考　表中及び表中に挿入される別紙の［　］の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和七年四月一日から施行する。

（法人の道府県民税、市町村民税及び都民税に関する経過措置）

第二条　この省令による改正後の地方税法施行規則（次条において「新規則」という。）の規定中法人の道府県民税、市町村民税及び都民税に関する部分は、この省令の施行の日（以下この条及び次条において「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税、市町村民税及び都民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税、市町村民税及び都民税については、なお従前の例による。

（法人の事業税及び特別法人事業税に関する経過措置）

第三条　新規則の規定中法人の事業税及びこれと併せて賦課され又は申告される特別法人事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及びこれと併せて賦課され又は申告される特別法人事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及びこれと併せて賦課され又は申告される特別法人事業税については、なお従前の例による。